



運転免許証の自主返納



清秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は交通安全運動及び事業運営等に対し、ご協力・ご理解をいただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、10月26日(水)13時~16時まで役場1階・第2・3会議室で稚内警察署の方にお越しいただき運転免許証の自主返納手続きをすることができます。

「運転に自信がなくなった」、「家族から運転が心配と言われた」など、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許の取消しを申請することができ、これを運転免許証の自主返納と言います。

運転免許の有効期限内に自らの意思で運転免許の取消しを申請することで、全ての免許を取り消すことができます。(大型免許と普通免許を受けている方が、大型免許を取り消して普通免許のみにするなどの一部取消しも可能です。)

取消しの申請をした日から自動車などの運転はできなくなり、再度運転免許を取得する場合には運転免許試験の一部免除はありません。

※自主返納手続きには運転免許証をお持ち下さい。

★免許証を返納すると公的な本人確認書類がなくなってしまう★

以前は、運転免許証を自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに失効した方は、運転経歴証明書の交付を受けることが主流でした。今は、マイナンバーカード制度がスタートし無料で申請できるマイナンバーカードを、運転免許証に代わる公的な本人確認書類としてお勧めしています。

マイナンバーカードを、まだ申請していない住民の方は、住民課で申請のお手伝いをさせていただきます。

お気軽にお声がけください。